

単価契約仕様書

環境政策局 東北部クリーンセンター
(担当 白濱、荻内 075-741-1003)

件名	(単価契約) 調査消石灰 (東北部ＣＣ)	
形状・寸法	重量比率でＪＩＳ特号消石灰１に対して剥離剤を０．１５の比率で均一に混合したもの	
予定数量	２５０ｔ（ただし、発注回数、数量については増減する場合がある）	
契約期間	令和８年４月１日～令和９年３月３１日	
契約条件	１ 納入場所 東北部クリーンセンター 構内 指定場所 (京都市左京区静海市原町１３３９番地)	
	２ 薬品の仕様 薬品の仕様は、下表の項目の要件を全て満たすこと。	
	消石灰	
	項 目	要 件
	消石灰	ＪＩＳ規格 特号
	剥離剤	
	項 目	要 件
	主原料	淡水産珪藻土
	主成分	SiO_2 80±5% Al_2O_3 10±3%
	粒度	325メッシュ通過重量60%以上
	嵩比重	タッピング密度 0.52g/cc以下 ルース密度 0.26g/cc以下
	乾燥減量	10%以下
	強熱減量	10%以下
	３ 予定数量	
	予定数量 (t)	1回当たりの発注数量 (t/回)
	250	10
	予定発注回数 (回/年)	
	約25	
	なお、発注量については、発注時に具体的数量を指示する。 ※ 1回あたりの発注量について、東北部クリーンセンターの稼働状況及び当該薬品の使用状況により、上表に示される予定数量以下となる可能性があるため、適宜対応すること。	
	４ 納入体制の確立	
	本市が指定する日時に、指定する数量を迅速に搬入できる体制を整備すること。緊急時においても、即刻手配、搬入ができること。	
	なお、迅速に搬入できる体制表を落札決定後、速やかに提出すること。 また、本市へ搬入する業務を第三者に委託する場合は、承諾が必要なため、再委託承諾申請書（別紙）を落札決定後、速やかに提出すること。	

契 約 条 件	5 発注及び納入日の確定 納入日時は、東北部クリーンセンターの指定する日（土、日、祝日含む）及び時間であること。 ただし、納入曜日及び時間は土曜日午前9時を基本とする。 発注から納入まで最短で3営業日以内を原則とする。ただし、東北部クリーンセンターの指定する日及び時間に納入が難しい場合は、担当職員に連絡し、納入日変更の協議をおこなうこと。 6 東北部クリーンセンターの指定する時間帯以外構内への進入は行わず、構内での待機は行わないこと。なお、指定する時間に納入が間に合わない場合は必ず東北部クリーンセンターへ連絡を行うこと。 7 搬入は専用のローリー車（ジェットバック車（10t））とし、ローリー車の接続金具は、東北部クリーンセンターの指定したものであること。 また、1回に最大5台分程度発注する場合があるため車両台数を確保できるようにすること。 9 納入時に、計量証明書（実数量が分かるもの）・検査成績書（納入する薬品の仕様が分かるもの）を提出すること。また、初回納入時に化学物質等安全データシート（SDS）を提出すること。また、納入時に東北部クリーンセンターにおいて2項の薬品仕様の分析を行うことがある。 また、剥離剤について第三者機関による、2項の薬品仕様の検査成績書等（原本、直近1か月以内のもの）を提出すること。 10 契約業者は納入のあった月の月末において納入量及び金額を集計し、翌月に請求書及び納品書を東北部クリーンセンターあてに提出すること。 なお、納入量については、ローリー積載時に発注量との誤差が生じることから、積載後の実数量に基づいて集計すること。 11 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。 12 本市は、請求書及び納品書の内容を確認のうえ、代金を支払う。 13 本市クリーンセンターは大規模災害時においても稼働する必要があることから、本薬品の仕入れ先の多重化や、緊急輸送ルート（迂回ルート）の構築など、大規模災害発生時にも本薬品の納入ができるような体制を確保すること。また、4項の体制表に、大規模災害時の体制も記載すること。 14 その他詳細については、東北部クリーンセンターの本市職員と協議のうえ、決定するものとする。
---------	--

(別紙)

再委託承諾申請書

令和 年 月 日

(宛先 京都市長)

(受注者)

住 所

名 称

代表者の職・氏名

契約の履行に当たり、下記のとおり再委託を行うこととしたいので承諾願います。

記

1 契約件名

2 再委託の内容 搬入

3 再委託の相手方

(1) 商号又は名称

(2) 氏名又は代表者の職・氏名

(3) 所在地

(4) 電話番号

4 その他

この申請書の提出に当たっては、必要に応じて、本市が定める「再委託の承諾をしない場合」に該当しないことが確認できる資料を添付してください。

受注者（申請者）が本市から再委託の承諾を得た後、更に第三者に委託（再々委託）しようとする場合は、受注者、再委託の相手方及び再々委託の相手方の本件契約における関係や担当業務について、一覧（ツリー図）にしたものを提出してください。（再々委託以降の再委託も同じ。）